

日医発第1250号（保228）  
平成19年3月28日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

### 被保険者証の記載事項の見直しについて

被保険者証の券面表示の見直しに関して、平成19年3月13日付けの厚生労働省保険局保険課長通知「被保険者証の記載事項の見直しについて」が健康保険組合理事長宛および地方厚生（支）局長宛に発出されたことをご連絡申し上げます。

これは、平成18年3月31日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」において、「被保険者証の券面表示の見直しについて検討を行い、平成18年度中に措置すること」とされたことを踏まえての見直しであります。

今回の通知によりまして見直しされた項目の概要は下記のとおりでありますので、貴会会員に周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、都道府県医師会宛文書管理システム、日本医師会ホームページのメンバーズルームに掲載いたします。

### 記

被保険者証の記載事項のうち、事業所所在地および事業所名称については、各健康保険組合の判断により、平成19年4月1日以降適宜次のように取り扱うことができる。

- （1）事業所所在地および事業所名称については、それぞれ会社の本店の所在地および本店の名称を記載すれば足りることとする。

ただし、本店および支店がいずれも同一の健康保険組合の適用事業所であって本店および支店間の人事異動などにより、適用事業所が変

更となると見込まれる場合に限る。

- (2) 事業所所在地および事業所名称については、被保険者証の裏面に記載して差し支えないこととする。

(添付資料)

1. 被保険者証の記載事項の見直しについて

(平19.3.13 保保発第0313001号 健康保険組合理事長宛文書)

2. 被保険者証の記載事項の見直しについて

(平19.3.13 保保発第0313002号 地方厚生(支)局長宛文書)



保保発第0313001号  
平成19年3月13日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

### 被保険者証の記載事項の見直しについて

標記については、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）において、被保険者証の券面表示の見直しについて検討を行い、平成18年度中に措置することとされたところである。

このことを踏まえ、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）様式第9号（1）から（4）まで及び様式第26号において定める被保険者証の記載事項のうち事業所所在地及び事業所名称については、各健康保険組合の判断により本年4月1日以降適宜下記のとおり取り扱うことができることとしたので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

### 記

- 1 事業所所在地及び事業所名称については、それぞれ会社の本店の所在地及び本店の名称を記載すれば足りることとする。ただし、本店及び支店がいずれも同一の健康保険組合の適用事業所であって本店及び支店間の人事異動などにより適用事業所が変更となると見込まれる場合に限ること。
- 2 事業所所在地及び事業所名称については、被保険者証の裏面に記載して差し支えないこととする。



保保発第0313002号  
平成19年3月13日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局保険課長  
(公印省略)

### 被保険者証の記載事項の見直しについて

標記については、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）において、被保険者証の券面表示の見直しについて検討を行い、平成18年度中に措置することとされたところである。

このことを踏まえ、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）様式第9号（1）から（4）まで及び様式第26号において定める被保険者証の記載事項のうち事業所所在地及び事業所名称については、各健康保険組合の判断により本年4月1日以降適宜下記のとおり取り扱うことができることとしたので、健康保険組合の指導に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

### 記

- 1 事業所所在地及び事業所名称については、それぞれ会社の本店の所在地及び本店の名称を記載すれば足りることとする。ただし、本店及び支店がいずれも同一の健康保険組合の適用事業所であって本店及び支店間の人事異動などにより適用事業所が変更となると見込まれる場合に限ること。
- 2 事業所所在地及び事業所名称については、被保険者証の裏面に記載して差し支えないこととする。

「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）（抄）

(3) 医療のIT化の加速

①～③（略）

④ 被保険者証の券面表示の見直し【平成17年度中に検討・結論、平成18年度中措置】

今後の医療分野のIT化のインフラ整備の一環としてカード化が推進されるため、健康保険証の券面表示の記載事項に係る規制を見直す。また、事業所名称及び事業所所在地の記載については、再発行等の不便を解消する観点から、早急に検討の上、措置する。